

飼養衛生管理基準（牛・めん羊・山羊・鹿）

令和2年10月1日から飼養衛生管理基準が改正されました。

農場や地域の産業を伝染病から守るため、適正な管理をお願いします。

定期報告
の提出

衛生管理区域を設定（畜舎で使う道具の保管場所、たい肥舎など、全てを含む）
消毒設備などの設置箇所を平面図に記入

全ての農場で
担当獣医師を
定める

畜舎の定期的な
清掃・消毒
整理・整頓

飲用に
適した水

衛生管理区域・畜舎に
出入りする時は、
手指の洗浄・消毒

ゴム手袋

畜舎ごとの長靴の
交換又は消毒

外に持ち出す物品の消毒

入場記録表の
作成・保管

埋却地の
確保

立入禁止

出入りする車両の消毒
（人が降りる場合、
ハンドル、マットなどの
消毒や交換）

関係者以外が入らないよう、衛生管理区域を明確にする
（看板、カラーコーン、石灰帯などを設置）

赤字（下線）
：主な改正点

北海道網走家畜保健衛生所
オホーツク家畜自衛防疫推進協議会

病原体

特定症状の通報

飼養衛生管理について
マニュアルを作成
（施行：R4年2月予定）

水や飼料の
保管場所に
野生動物を
侵入させない

海外からの人や物を
入れない

- ・人：1週間
- ・海外で使用した
服や靴など：4ヶ月

専用の長靴、服を用意
（着替える前後の
靴、服を交差させない）

犬や猫などは、
衛生管理区域の内で
飼わない